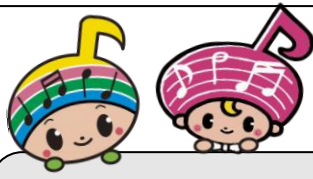


高額療養費貸付制度を利用される方へ



医療機関の窓口で支払うべき医療費の一部を
あなたに代わって郡山市国民健康保険が支払います。
窓口での支払いが高額でお困りの方、是非ご利用ください！

1 対象となる方

高額療養費に該当しており、

マイナ保険証で限度額を超える支払いが免除されない方及び限度額適用認定証を利用できない方

又は 高額療養費貸付制度の利用を希望される方の属する世帯の世帯主が申請者となります。

2 貸付内容

❖あなたが窓口で支払う額（一部負担金）のうち、自己負担限度額を超える分の9割を郡山市国民健康保険から医療機関に支払い、残りの1割を精算金として世帯主に払い戻します。窓口での支払額が少なくて済みます。

※詳細は、裏面の《計算例》をご覧ください。

❖入院時の食事代や保険外の費用は対象外です。

❖国民健康保険税に滞納があるときは、申請時に納税相談をしていただきます。

3 申請に必要なもの

- ① 医療費請求明細書（医療機関記入済のもの）
- ② マイナ保険証又は資格確認書
- ③ 通帳（世帯主名義のもの）
- ④ 高額療養費の合算の対象となる領収書（該当する場合のみ）

4 申請窓口

❖国民健康保険課（西庁舎1階）のみ

※各行政センター・各連絡所・郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）・
緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。

5 申請にあたっての注意点

- ❖高額療養費貸付制度を申請するにあたっては、診療を受けた医療機関の同意が必要となりますので、事前に医療機関にご相談ください。
- ❖高額療養費貸付制度の利用は1か月につき1回限りです。
- ❖出産費用にはご利用いただけません。

申請手続の流れ

1. 医療機関に「高額療養費貸付制度」を利用する旨を話し、
医療費請求明細書（郡山市ウェブサイトからダウンロード可）を記入してもらいます。
↓
2. 表面「3 申請に必要なもの」を持参の上、国民健康保険課で申請手続をしてください。
申請が認められましたら高額療養費貸付決定通知書を交付します。
↓
3. 高額療養費貸付決定通知書を医療機関に提示し、貸付決定額を除いた金額をお支払いください。
↓
4. 精算金として、支払金額と自己負担限度額との差額が世帯主へ払い戻されます。
国民健康保険課から世帯主宛てに通知を送付します。
※医療機関から診療報酬請求（レセプト）が提出され、審査が終了してからの払い戻しとなります
ので、お支払いまでに時間がかかります。ご了承ください。

【 条 件 】

- ① 70 歳未満 ② 世帯区分がエ（課税所得額 210 万円以下）
③ 初めての申請 ④ 医療費の総額が 100 万円の場合
※計算は条件により変わります。

計算例

一部負担金（3割） 300,000円		郡山市国民健康保険負担（7割） 700,000円	
↑ 高額療養費貸付制度を利用しない場合に医療機関の窓口で支払う額			
自己負担限度額 61,500円	高額療養費 238,500円		高額療養費制度によりあなたが支払うべき医療費は、 61,500円（自己負担額限度額）になります。 ただし、高額療養費に係る限度額適用認定証を受けていないため、窓口では一旦30万円（一部負担金全額）を支払わなければなりません。
	← 1割	9割 →	
窓口で支払う金額 86,000円 (300,000円-214,000円)	貸付金 214,000円		そこで、高額療養費貸付制度を利用すれば、郡山市国民健康保険から高額療養費の9割=貸付金214,000円を医療機関に支払いますので、あなたが窓口で支払う額は、86,000円で済みます。
	1割		
自己負担限度額 61,500円	精算金 24,500円	医療機関からの請求等が終了した後、24,500円が払い戻されますので、最終的なあなたの支払額は61,500円（自己負担額限度額）になります。	



お問合せ先 郡山市国民健康保険課 給付係
電話 024-924-2141
(平日 8:30~17:15)
(作成日 令和 8 年 8 月 1 日)